

Ⅲ 輸入通関手続関係

1. 輸入申告時に必要な書類

(1) 輸出申告時に委託加工契約として契約書を提出した場合

- イ 輸入申告書（税関様式C第5020号）
- ロ 輸出許可書（税関様式C第5010号）
- ハ 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
- ニ 附属書（税関様式P第7710号）
- ホ 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
- ヘ 契約書等
- ト 加工仕様書・加工指図書
- チ マスターパターンのマーキング仕様書
- リ （輸出時に提出している場合には、）生地見本等

(2) 令第22条第2項ただし書扱いの場合

- イ 輸入申告書（税関様式C第5020号）
- ロ 輸出許可書（税関様式C第5010号）
- ハ 加工・修繕・組立製品減免税明細書（税関様式T第1060号）
- ニ 附属書（税関様式P第7710号）
- ホ 加工・組立輸出貨物確認申告書関係
 - (イ) 加工・組立輸出貨物確認申告書（税関様式P第7700号）（その添付書類を含む。）
 - (ロ) 契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）
 - (ハ) 契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）
- ヘ 契約書等
- ト 加工仕様書・加工指図書
- チ マスターパターンのマーキング仕様書
- リ （輸出時に提出している場合には、）生地見本等

(3) MSX（申告添付登録）業務等により関係書類を提出する場合

生地見本等を除く他の提出書類については、MSX業務等により提出が可能であるが、輸入時に交付する書類及び裏落しが必要な書類については、書面による提出が必要である。

（ただし、特例輸入申告制度（引取・特例申告）を利用する場合には、汎用申請業務の対象外となるため留意する。）

2. 輸入申告書

(1) 輸入申告書の具体的な記載方法

- イ システム申告の場合は、輸入承認証番号等欄もしくは記事欄に輸出許可書等の番号を入力し、記事欄に入力しきれない場合は、別紙に記載のうえ、輸入申告控に添付する。減免税コード欄には、減免税コードを入力する必要があるが、特例申告の引取申告（輸入申告）においては減免税

コード欄がないため、記事欄に「ZAN8」等と記載する。

ロ マニュアル申告の場合は、税関記入欄に輸出許可書等の番号をすべて記載する。なお、税関記入欄に書ききれない場合は、別紙に記載のうえ、輸入申告書に添付する。

(2) 輸入申告書記事欄又は税関記入欄の具体的な記載要領

記事欄 又は 税関記入欄	E/D NO
--------------------	------------------

※輸出申告番号をすべて記載する。

3. 輸出許可書

(1) 輸出許可書の提出

輸出許可書は、当該輸入された製品が本邦から輸出された原材料を使用して製造した貨物であることを証するものである。

(2) 再輸入貨物がある場合

ビニールバッグ等再輸入貨物がある場合は、再輸入免税であることがわかるようにしておく。

4. 加工・修繕・組立製品減免税明細書

(1) 加工・修繕・組立製品減免税明細書の提出

加工・修繕・組立製品減免税明細書（T-1060）（以下「減免税明細書」という。）は、輸入申告書ごとに作成する。

(2) 加工・修繕・組立製品減免税明細書の具体的な記載要領

受理番号	税関様式T第1060号								
加工・修繕・組立製品減免税明細書									
あて先	令和 年 月 日								
_____ 税関長殿									
申請者 ①									
住 所									
氏名（名称及び代表者の氏名）									
申告番号	減 免 税 条 項 該 当 申 告 区 分								
	イ． 関税定率法施行令第5条の2第1項 ロ． 関税暫定措置法施行令第23条第1項 ハ． 関税暫定措置法施行令第31条の3第1項において準用する同令第23条第1項								
輸入貨物 ②	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記号番号</th> <th style="width: 40%;">品 名</th> <th style="width: 30%;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	記号番号	品 名	数 量					
記号番号	品 名	数 量							
輸出貨物 ③	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">記号番号</th> <th style="width: 25%;">品 名</th> <th style="width: 25%;">数 量</th> <th style="width: 25%;">課税価格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	記号番号	品 名	数 量	課税価格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)				
記号番号	品 名	数 量	課税価格 (上記区分がイ又はロの場合に記載)						
関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎（上記区分がイ又はロの場合に記載） ④									
加工又は修繕の明細（上記区分がハの場合に記載）									
<p>(注) 上記区分がイの場合には、消費税及び地方消費税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎も記載して下さい。</p>									
その他参考となるべき事項 ⑤									

① 「申請者」欄

輸入者の住所、氏名（名称及び代表者の氏名）を記載する。

② 「輸入貨物」欄

輸入製品等自体に付された記号番号、品名、数量を個々に記載する。
ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。

③ 「輸出貨物」欄

原材料として使用された輸出原材料の記号番号、品名、数量、課税価格を個々に記載する。なお、分割して輸入される場合は、輸入申告に係る貨物に対応する輸出原材料について記載する。
ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。

④ 「関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎」欄

申告に係る製品の関税額から軽減されるべき減税額を明記し、その計算の基礎となった算式を記載する。ただし、書ききれない場合は、別紙を添付のうえ「別添 減税計算書のとおり」と記載する。

⑤ 「その他参考となるべき事項」欄

確認申告書の輸出申告番号を記載する。なお、確認申告書が複数ある場合は、そのすべてを記載する。

5. 減税計算書

(1) 減税計算書の提出

減税計算は1点当たりの原材料数（用尺等）による方法（下記（2）A）と契約数量による方法（下記（2）B）がある。

減税計算は、スタイルごとに行うこととし、税番が異なるごとに別葉とする。ただし、スタイルは異なるが同一税番に分類される製品で、品番・単価が異なる生地を使用している場合、1着当たりの製品価格及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、複数のスタイルを一括して減税計算することができる（1点当たりの原材料数による方法の場合の用尺は加重平均によることとなるので留意する）。

《計算例》

イ 輸出原材料、製品数、用尺

Aスタイル 120m×1,000円=120,000円（用尺2.0m、製品60着）

Bスタイル 100m×1,200円=120,000円（用尺2.0m、製品50着）

ロ スタイルごとに計算する場合

Aスタイル 製品1着当たりの原材料価格 120,000円／60着=2,000円

Bスタイル 製品1着当たりの原材料価格 120,000円／50着=2,400円

ハ 複数スタイルを一括して計算する場合

【1点当たりの原材料数（用尺等）による方法】

製品1着当たりの用尺[（2.0m×60着）+（2.0m×50着）]／110着=2.0m

【契約数量による方法】

製品1着当たりの原材料価格（120,000円+120,000円）／（60着+50着）=2,181円

(2) 減税計算書の具体的な記載要領

A. 1点当たりの原材料数（用尺等）による方法

減 税 計 算 書（1点当たりの原材料数（用尺等）による方法）											
輸入申告番号 _____											
税番 _____	欄番号 _____	税率 _____%	製 品 の 課 税 価 格								
原 材 料（有償・無償）	非該当原材料 有（有償・無償）・無 現地調達原材料 有（有償・無償）・無	インボイス	FOB	円							
			C&F	円							
			CIF	円							
		保 険		円							
		運 賃		円							
		評価加算額		円							
		課 税 価 格	⑧	円							
		関 税 額	⑨	円							
輸入完了											
有	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">スタイルNo. _____</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">スタイルNo. _____</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">スタイルNo. _____</td> </tr> </table>			{	スタイルNo. _____	{	スタイルNo. _____	{	スタイルNo. _____	・無	
{	スタイルNo. _____										
{	スタイルNo. _____										
{	スタイルNo. _____										
スタイル No.											
輸 入 申 告 数 量	①	pcs	pcs	pcs							
1点当たりの原材料数（用尺等）	②	M	M	M							
使 用 数 量（①×②）	③	M	M	M							
実 輸 出 数 量	④	M	M	M							
課税価格相当価格（輸出 FOB×1.06）	⑤	円	円	円							
輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格 ⑥ = ⑤ × ③ / ④	計算式										
	⑥	円	円	円							
複数スタイルある場合の⑥の合計	⑦			円							
減 税 額 = ⑨ × ⑦ / ⑧				円							
備 考											

「スタイル No.」欄

附属書に記載されているスタイル No. を記載する。

① 「輸入申告数量」欄

スタイルごとの輸入申告数量を記載する。

② 「1点当たりの原材料数（用尺等）」欄

マスターパターンのマーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている1点当たりの用尺とし、原則として、小数点第3位を四捨五入のうえ、小数点第2位までを記載する。ただし、輸入者が希望すれば小数点第3位以下について記載しても差し支えない。

③ 「使用数量」欄

輸入申告数量×1点当たりの原材料数（用尺等）＝使用数量を記載する。

④ 「実輸出数量」欄

附属書に記載されている実輸出数量を記載する。

⑤ 「課税価格相当価格（輸出FOB×1.06）」欄

附属書「1. 輸出原材料の概要」欄の「合計（A+B）C」の価格を記載する。

⑥ 「輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格」欄

$$\text{課税価格相当価格} \times \frac{\text{使用数量（輸入申告数量} \times \text{1点当たりの原材料数）}}{\text{実輸出数量}}$$

ただし、最終の輸入申告の場合は、⑥＝⑤－（過去の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格）として差し支えない。

⑦ 「複数スタイルある場合の⑥の合計」欄

複数のスタイルがある場合は⑥輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格の合計を記載する。

「減税額」欄

$$\text{⑨ 関税額} \times \frac{\text{⑦輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格}}{\text{⑧輸入製品に係る課税価格}}$$

（注） 輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合の減税計算例

最終の輸入時（1回で輸入が完了する場合は、当該輸入時）において、輸出原材料と使用数量（輸入申告数量×用尺等）との整合性を確認する。このとき、輸出原材料に比し、使用数量が不足又は超過している場合は、次により処理する。

例） 1mの単価1,000円の表生地を100m輸出した。（輸出申告価格¥100,000）

① 輸出原材料（100m）>使用数量（90m）の場合

減税対象となるのは、使用数量に対する課税価格相当価格（¥90,000）となる。したがって、10m分の課税価格相当価格は減税対象とならない。

ただし、輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、例えば、使用報告書等）で疎明できる場合は、輸出原材料の全量（分割輸入の場合は、残数量全て）を減税対象とすることができる。なお、この場合には輸入製品に係る課税価格も同様に評価加算される。

② 輸出原材料（100m）＜使用数量（110m）の場合

原材料を100m輸出しているが、製品を製造するために使用された原材料は110mであることから、10mの原材料は、減税の対象とならない。したがって、100m分の課税価格相当価格（¥100,000）が減税計算の対象となる。

※上記は、原材料を無償提供し、加工賃は1pcs 当たり一定の金額が設定されている場合を前提としているが、有償提供の場合、加工賃に変更が生じる場合、残余生地が現地で滅却される場合、副産物となる場合等、個々の取引に応じて減税計算方法や課税価格への評価加算が異なることがあるため留意が必要。

B. 契約数量による方法

減 税 計 算 書 (契約数量による方法)																																																
輸入申告番号 _____																																																
税番 _____	欄番号 _____	税率 _____%	製 品 の 課 税 価 格																																													
原 材 料 (有償・無償)	インボイス	FOB	円																																													
非該当原材料 有(有償・無償)・無		C&F	円																																													
現地調達原材料 有(有償・無償)・無		CIF	円																																													
輸入完了		保 険	円																																													
有 {		運 賃	円																																													
スタイルNO _____ スタイルNO _____ スタイルNO _____		評価加算額	円																																													
		課 税 価 格	⑥	円																																												
		関 税 額	⑦	円																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">ス タ イ ル No.</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸 入 申 告 数 量</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> </tr> <tr> <td>契 約 数 量</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> <td style="text-align: center;">pcs</td> </tr> <tr> <td>課税価格相当価格(輸出 FOB×1.06)</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格 ④=③×①/②</td> <td style="text-align: center;">計 算 式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>複数スタイルある場合の④の合計</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">減 税 額 =⑦×⑤/⑥</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備 考</td> </tr> </tbody> </table>					ス タ イ ル No.					輸 入 申 告 数 量	①	pcs	pcs	pcs	契 約 数 量	②	pcs	pcs	pcs	課税価格相当価格(輸出 FOB×1.06)	③	円	円	円	輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格 ④=③×①/②	計 算 式				④	円	円	円	複数スタイルある場合の④の合計	⑤			円	減 税 額 =⑦×⑤/⑥				円	備 考				
ス タ イ ル No.																																																
輸 入 申 告 数 量	①	pcs	pcs	pcs																																												
契 約 数 量	②	pcs	pcs	pcs																																												
課税価格相当価格(輸出 FOB×1.06)	③	円	円	円																																												
輸入申告数量相当分の 輸出原材料の課税価格相当価格 ④=③×①/②	計 算 式																																															
	④	円	円	円																																												
複数スタイルある場合の④の合計	⑤			円																																												
減 税 額 =⑦×⑤/⑥				円																																												
備 考																																																

「スタイル No.」欄

附属書に記載されているスタイル No. を記載する。

① 「輸入申告数量」欄

スタイルごとの輸入申告数量を記載する。

② 「契約数量」欄

附属書に記載されている契約数量を記載する。

③ 「課税価格相当価格(輸出 FOB×1.06)」欄

附属書「1. 輸出原材料の概要」欄の「合計（A+B）C」の価格を記載する。

④ 「輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格」欄

$$\text{課税価格相当価格} \times \frac{\text{輸入数量}}{\text{契約数量}}$$

ただし、最終の輸入申告の場合は、④=③－（過去の輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格）として差し支えない。

⑤ 「複数スタイルある場合の④の合計」欄

複数のスタイルがある場合は④輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格の合計を記載する。

「減税額」欄

$$\text{⑦ 関税額} \times \frac{\text{⑤輸入申告数量相当分の輸出原材料の課税価格相当価格}}{\text{⑥輸入製品に係る課税価格}}$$

（注）契約数量に比し、輸入数量が不足又は超過している場合の減税計算例

最終の輸入時（1回で輸入が完了する場合は、当該輸入時）において、契約数量と輸入数量との整合性を確認する。このとき、契約数量に比し、輸入数量が不足又は超過している場合は、次により処理する。

例）契約数量は 100pcs、1 mの単価 1,000 円の表生地を 100m輸出した。（輸出申告価格 ¥100,000）

① 契約数量（100pcs）> 輸入数量（90pcs）の場合

減税対象となるのは、輸入数量に対する課税価格相当価格（¥90,000）となる。従って、10 pcs分の課税価格相当価格は減税対象とならない。

ただし、輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、例えば、使用報告書等）で疎明できる場合は、輸出原材料の全量（分割輸入の場合は、残数量全て）を最終の輸入時に減税対象とすることができる。なお、この場合には輸入製品に係る課税価格も同様に評価加算される。

② 契約数量（100pcs）< 輸入数量（110pcs）の場合

100pcsの課税価格相当価格（¥100,000）が減税計算の対象となる。

※上記は、原材料を無償提供し、加工賃は1 pcs 当たり一定の金額が設定されている場合を前提としているが、有償提供の場合、加工賃に変更が生じる場合、残余生地が現地で減却される場合、副産物となる場合等、個々の取引に応じて減税計算方法や課税価格への評価加算が異なることがあるため留意が必要。

（3）減税計算に反映される限度額

減税対象として減税計算に反映される限度額は、附属書「1. 輸出原材料の概要」の「合計（A+B）C」欄「計」に記載されている額である。

(4) 減税計算の端数処理

減税計算の途中では、端数処理することなく計算する。ただし、関税の確定金額を算出する過程において、1円未満の端数を生ずる場合は、その都度、1円未満の端数を切り捨てる。（関税法第13条の4により準用される国税通則法第119条に係る国税通則法基本通達（徴収部関係）第119条6）

6. 附属書

(1) 附属書の提出

① 原則として、最初の輸入申告時（令第22条第2項ただし書扱いの場合は、契約ごとの最初の輸入申告時）に全スタイル分2通の附属書（原本、交付用）を、輸入申告官署に提出させることとする。

ただし、MSX業務等により附属書を提出する場合は、交付用のみ書面により提出する。

なお、最終の輸出が完了する前に輸入が始まる場合においては、その輸入されるスタイルのみの附属書を提出させることとして差し支えない。

また、附属書は、原則として、製品のスタイルごとに別葉に作成させるが、同一税番に分類される製品で、その1着当たりの製品価格及び輸出原材料価格並びに用尺が概ね同じである場合には、品番・単価が異なる生地を使用しているも、複数スタイルを一附属書にまとめて記載することができる。

なお、複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合に限らず、附属書に記載しきれない場合には、附属書に記載すべき内容を記載した別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。この場合、裏落しについても別紙で行って差し支えない。

附属書の記載事項を確認したときは、交付用については全ページに審査印を押印又は契印機により一括穿孔処理後、先頭ページの穿孔横に審査印を押印し、交付する。

② 分割して輸入する製品について、同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合は、交付用の写しによる輸入申告を認め、当該製品を必要に応じて検査・保管したうえ、事後審査扱いにより処理し、その旨を備考欄に記載する。

なお、この場合、事後、確認申告書等を提出させ、附属書の裏落しを行う。

(2) 附属書の具体的な記載要領

税関様式P第7710号					
附 属 書					
1. 輸出原材料の概要				スタイル番号 ①	
品 名 ②	数 量 ②	単 価 ②	価 格 (FOB) A③	往復の運賃等 (A×0.06) B③	合 計 (A+B) C③
計			④	④	④
2. 加工又は組立ての際生ずる副産物 ⑤					
品 名 ⑥	数 量 ⑦	価 格 ⑧	処 理 方 法 ⑨		
計			記 載 不 要		

① 「スタイル番号」欄

当該製品のスタイル番号を記載する。

② 「品名」「数量」「単価」欄

減税対象とする輸出原材料貨物を個々に記載する。

複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合には、スタイル毎に輸出原材料貨物を個々に記載する。

③ 「価格 (FOB) A」「往復の運賃等 (A×0.06) B」「合計 (円貨) (A+B) C」欄

個々の記載は省略し、④「計」欄にのみ記載する。

④ 「計」欄

「価格 (FOB) A」「往復の運賃等 (A×0.06) B」「合計 (A+B) C」をそれぞれ記載する。また、輸出未完了の場合は、輸出完了時に実輸出数量及び実輸出価格に基づいて訂正する。

⑤ 「副産物」

副産物とは、製品を製造する際に、当該製造に直接使用した生地（製品の仕様書等の用尺等により算出した数量の生地又は報告書等の数量の生地）から発生したもので、商品価値を有するものをいい、残余生地を別契約に転用する場合も当該残余生地を副産物欄に記載する。

したがって、織ムラ等の不良生地等は、副産物とはならない。

なお、生地から製品を製造する段階で生じる裁断くず、端切れ（用尺が製品1点分に満たないもの）等は、通常再利用等をしないことから価値のないものとして製造ロスに含めるが、再利用する場合には副産物に含める。

- ⑥ **「品名」** 欄
副産物となった輸出原材料（表生地又は附属品）の品名を記載する。
- ⑦ **「数量」** 欄
副産物となった輸出原材料（表生地又は附属品）の数量を記載する。
- ⑧ **「価格」** 欄
当該副産物の加工国における価格を記載する。当該価格が不明の場合は、附属書に記載されている単価に基づいて算出した価格を記載する。
- ⑨ **「処理方法」** 欄
輸入が完了した時点で、用尺からみて製品1点以上を製造できる数量が残っている場合は、その生地の処理方法を記載する。
例えば、「加工業者に無償支給」「本邦へ返送」「現地にて滅却」「別契約へ転用」等具体的に記載する。

P第7710号 附属書（裏面）〈上段〉

3. 輸出原材料の使用実績		
品名等 ⑩	実輸出数量 [ⓐ] ⑪	備考 ⑫

- ⑩ **「品名等」** 欄
イ 加工又は組立国（地域）において、輸出原材料を使用して製造される製品名、スタイル番号を記載する。
ロ 輸出原材料のうち、主要輸出原材料を1品目のみ記載する（用尺等による減税計算方法の場合のみ）。
主要輸出原材料が表生地の場合は、当該表生地の品名を記載する。また、表生地が数種類ある場合は、実輸出数量の多い表生地の品名を記載する。
主要輸出原材料が副資材の場合は、輸入申告時に使用数量の管理が簡易な品名（例えば、ファスナー、ショルダーパット等）を記載する。この場合、特に疑義がある場合を除き、輸入者の申し出た副資材を主要輸出原材料として認めて差し支えない。
- ⑪ **「実輸出数量[ⓐ]」** 欄
主要輸出原材料として指定した原材料の実輸出数量（用尺等による減税計算方法の場合）を記載する。ただし、主要輸出原材料（表生地）が数種類ある場合は、実輸出数量の多い表生地の数量を記載する。
契約数量による減税計算方法の場合は契約数量を記載する。
また、複数スタイルを一附属書にまとめて記載する場合には、複数スタイルの合計契約数量を記載する。
- ⑫ **「備考」** 欄
イ 契約数量（用尺等による減税計算方法の場合のみ記載）
当該契約にかかる製品契約数量を記載する。

ロ 用尺（用尺等による減税計算方法の場合のみ記載）

マーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている生地用の用尺（主要輸出原材料が副資材の場合は、製品1着当たりの使用数量）を加工・組立減税手続の際に記載する。

ハ 契約数量による減税計算方法の場合には、「契約数量」と記載する。

P第7710号 附属書（裏面）〈下段〉

申告年月日 申告番号 ^⑬	税関官署名 ^⑭	使用数量 ^⑮	残数量 (D-E) ^⑯	備考 ^⑰	税関確認印 ^⑱

⑬ 「申告年月日・申告番号」欄

輸入申告の年月日（特例申告貨物にあっては、引取申告の許可日）及び輸入申告番号を記載する。

⑭ 「税関官署名」欄

輸入申告する税関の官署名を記載する。

⑮ 「使用数量^⑮」欄

用尺等による減税計算方法の場合には、以下の要領で製品の輸入申告数量に用尺（副資材の場合は、1着当たりの使用数量）を乗じて算出した数量を記載する。なお、契約数量による減税計算方法の場合には輸入数量を記載する。

イ 主要輸出原材料が表生地の場合

主要輸出原材料が表生地の場合は、製品の輸入数量にマスターパターンのマーキング仕様書（ただし、用尺が分かるのであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。）に記載されている用尺を乗じて得られた数量を記載する。なお、用尺の有効数値は、原則として、小数点第3位を四捨五入のうえ、小数点第2位までの値とするが、輸入者が希望すれば、小数点第3位以下を記載しても差し支えない。

ロ 主要輸出原材料が副資材の場合

主要輸出原材料が副資材の場合は、製品の輸入数量に1着当たりの使用数量を乗じて得られた数量を記載する。

ハ 確認を受けた貨物を再輸入免税を適用して輸入する場合

確認を受けた貨物について本制度を適用せず再輸入免税等を適用して輸入する場合、附属書の裏落しは不要である。

次回輸入時に暫8を適用する場合は、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績（裏面）」欄に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」と記載する。

⑯ 「残数量 (D-E)」欄

実輸出数量 (D) (⑪) から使用数量 (E) (⑮) を差し引いた数量を記載する。

なお、契約数量で減税計算する場合、契約数量から輸入数量を差し引いた数量を記載する。

⑰ 「備考」欄

次の項目を記載する。

イ 製品輸入数量（PCS）

当該輸入申告に係る製品輸入数量（PCS）を記載する（用尺等による減税計算方法の場合のみ）。

ロ 課税価格相当価格

減税計算に使用された輸出原材料の課税価格相当価格を記載する。

ハ 事後審査扱い

事後審査扱いにした場合は、「事後審査扱い」と記載する。

ニ B P

B Pにした場合は、「B P」と記載する。

⑱ 「税関確認印」欄

審査職員の審査印を押印する。

（3）輸入完了時の処理

一契約に係る最終の輸入時には、附属書（又は attached sheet）の「備考」欄に「輸入完了」の旨を記載させる。

（4）附属書の訂正等

附属書の訂正等については、次による。なお、訂正等については、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能である。

イ 不良生地等による附属書の訂正

本邦から輸出した原材料が不良生地（織ムラ等）等のため使用しないこととなり、現地で滅却又は売却若しくは本邦に返送した場合（以下、「滅却等」という。）は、当該滅却等を証明する書類（注）を提出させ、これに基づき附属書の訂正を行う。

また、附属書の税関への提出前に、上記による輸出原材料の数量等の変更があった場合は、変更後の数量等を記載した附属書に当該滅却等を証明する書類を添えて税関に提出する。

なお、原材料の加工の際に通常生ずる裁断くず、端切れ（再利用する場合を除く。）等については、附属書を訂正することなく減税額の基礎となる輸出原材料に含めることとなるので留意する。

（注）「滅却等を証明する書類」とは、滅却等をした事実を客観的に証明するもので、滅却等をした原材料、数量等が確認できるものをいい、例えば、次のような書類が考えられる。

①「滅却を証明する書類」としては、現地メーカー等の滅却費用請求書等

②「売却を証明する書類」としては、現地メーカー等の売却先の納品書等

③「本邦への返送を証明する書類」としては、返送時の輸入許可書等

なお、上記請求書や納品書等に代えて、現地メーカーから輸入者への滅却若しくは売却したことの報告書でも差し支えない。

ロ 輸出未完了のため事後審査扱いとなった輸入申告に係る附属書の訂正先

輸出未完了のため事後審査扱いとなった輸入申告について、輸出が完了した結果、実輸出数量

及び課税価格相当価格に変更が生じた場合は、原則として、当該契約に係る最初の輸入通関官署において附属書の訂正又は差し替えをすることとするが、輸入者が輸出完了後、新たに輸入申告を行う通関官署での訂正又は差し替えを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

なお、事後審査扱いとなっている輸入申告に係る修（更）正手続は、別途必要な場合もあるので留意する。

7. 確認申告書、契約実績表

(1) 確認申告書（その添付書類を含む。）

輸出時に確認を受けた、確認申告書（その添付書類を含む。）及び生地見本等は、本邦から輸出した原材料を使用して製造した製品であるかどうかを確認するため提出しているものである。

したがって、輸入申告時には確認申告書（その添付書類を含む。）の他、（輸出時に生地見本等を提出している場合には）適宜、生地見本等を用いて、基本通達8-5(7)の規定に基づき確認を行う。

(2) 令第22条第2項ただし書扱いに係る取扱い

イ 契約実績の確認

各委託加工契約に係る契約実績の確認は、提出された契約書に基づき加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の原本に添付した契約実績表（総括・個別）へ使用する輸出原材料の価格及び数量（契約数量・残数量）の裏落しを記載して行い、複数の確認申告書から使用原材料の裏落しを行う場合は、それぞれの確認申告書から先入先出しにより裏落しする。なお、契約実績表に記載しきれない場合には、契約実績表に記載すべき内容を記載した別紙を添付のうえ「別紙のとおり」と記載する。この場合、裏落しについても別紙で行って差し支えない。

なお、同時期に複数の官署で契約実績の確認を要する場合は、事後、当該確認申告書の原本の提出を条件として当該確認申告書の写しによる確認を認めて差し支えない。この場合、輸入申告は事後審査扱いにより処理することとなるので留意する。

また、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入申告時までの間に、製品の輸入を予定している税関官署（輸入予定地が決まっていない場合は、輸出原材料の確認を受けた税関官署）において契約実績の確認を行って差し支えない。

ロ 各委託加工契約の2回目以降の輸入申告

各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）の原本と照合した当該確認申告書の写しを当該契約に係る確認申告書として提示することとして差し支えない。

なお、税関が行う原本との照合は、関税法第102条に規定する「証明書類の交付」には当たらないので留意する。

ハ 契約実績表

令第22条第2項ただし書扱いの場合は、各契約の最初の輸入申告時に加工・組立輸出貨物確認申告書に添付される契約実績表（総括）（税関様式P第7700号-2）及び契約実績表（個別）（税関様式P第7700号-3）のそれぞれに契約実績を記載する。

契約実績の具体的な記載要領

税関様式P第7700号-2

契約実績表（総括）

輸出原材料

輸 出 申 告 価 格	備 考

契約実績

年 月 日①	税関官署名③	契約に係る輸出 原材料価格 ④	備 考	税関確認印②

税関様式P第7700号-3

契約実績表（個別）

輸出原材料

品名等（性質、形状等）	実輸出数量	単 価	価 格	備 考

契約実績

年 月 日①	契約数量⑤	残数量⑥	備 考	税関確認印②

P7700-2及び3共通

- ① 年月日欄には、当該委託加工契約についての確認年月日（確認申告書の提出年月日）を記載する。
- ② 税関確認印欄には、審査職員の審査印を押印する。

P7700-2（総括）のみ

- ③ 税関官署名欄には、確認税関官署名（契約の確認を受けるために確認申告書を提出した税関官署名）を記載する。
- ④ 契約に係る輸出原材料価格欄には、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格（合計額）を記載する。

P7700-3（個別）のみ

- ⑤ 契約数量欄には、当該委託加工契約上の輸出原材料（「品名等（性質、形状等）」欄に記載されたものに限る。）の数量を記載する。
- ⑥ 残数量欄には、実輸出数量から契約数量を差し引いた数量を記載する。

8. 契約書等

(1) 契約書等の提出

令第23条に規定する「加工又は組立てを証する書類」を輸入申告書に添付する。

輸出申告の際に提出された契約書等と契約内容に変更がない場合には、当該契約書等の提示をもって提出に代えて差し支えないが、原材料の輸出後に契約書の内容（品名、数量等）に変更があった場合は、変更後の契約書等の提出が必要となる。ただし、契約変更が加工賃の単価の変更のみであれば、輸出の際に提出された契約書等の提示で差し支えない。

(2) 令第22条第2項ただし書扱いの場合

令第23条に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、同条第3項に規定する事項（輸入する製品の品名及び数量、及び輸出原材料（貨物）の記号、番号、品名、数量、輸出許可年月日及び輸出許可番号）を記載したものでなければならない。

(3) 契約の変更等

契約の変更等については、次による。なお、手続きについては、書面のみならず、汎用申請（HYS）業務でも可能である。

当初の契約内容（製品の数量、品名、輸出原材料の品名、数量、単価等）に変更（同一契約内で同一生地を使用する別のスタイルへ生地を転用する場合を含む。）があった場合には、最初の輸入申告時（MSX業務等により書類を提出する場合には輸入申告前）に変更後の契約書等を2通（提出用・返付用）提出させ、返付用については、審査印を押印の上、当初契約書（返付用）に添付し、返却する。（輸出が完了する前に契約変更が行われた場合や輸入申告官署が未定の場合等、事情に応じて、輸出許可官署又は輸出申告官署で手続きすることも可能である。）

ただし、既に変更前の契約書等に基づき製品の輸入が行われている場合には、原則として、当該契約の変更前における最初の輸入申告を行った税関官署に変更後の契約書等を提出させ、附属書の訂正又は差し替えをさせることとするが、輸入者が契約変更後、新たに輸入申告を行う税関官署での訂正又は差し替えを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

なお、契約を変更した場合においては、適切に減税計算、評価計算等の再計算を行い、輸出申告時に確認を受けた原材料の総輸出数量の範囲内において、変更後の契約内容に基づき減税して差し支えない。

9. 加工仕様書・加工指図書

加工仕様書・加工指図書は、輸入する品目（スタイル）ごとに提出し、加工内容、用尺（副資材のみを輸出原材料として輸出している場合は、1着当たりの必要使用数量）及び当該用尺（当該必要使用量）から算出した主要輸出原材料の使用数量を確認する。

なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。

10. マスターパターンのマーキング仕様書

(1) マーキング仕様書の提出

マーキング仕様書は、用尺（未裁断の生地から製品1着を製造するために必要な生地の長さ）を確認するためのものであり、主要輸出原材料の使用数量を把握することにより、減税計算の基礎を算出することから提出させる。

ただし、用尺が分かるものであれば、裁断報告書、型入れ図、写真等でもよい。なお、用尺は、裁断したときの端切れ、裁断くずなどのロスを含めたものとする。

なお、契約数量により減税計算を行う場合には、マーキング仕様書の提出は要しない。

(2) マーキング仕様書の記載事項

マーキング仕様書には、次の事項を記載する。

- ・ 契約書の番号
- ・ マーキング仕様書に使用される原反の品番
- ・ 製品のスタイル番号・品名
- ・ スタイルごとのサイズ・数量
- ・ サイズ違いがある場合は、各サイズの用尺

(3) 裏地、芯地等のマーキング仕様書の提出

減税計算は、主要輸出原材料である表生地が基礎となるので、裏地、芯地のマーキング仕様書の提出は必要ない。ただし、表生地がなく、裏地、芯地が主要輸出原材料となる場合は必要である。

(4) 同一スタイルでサイズが異なる場合の取扱い

同一スタイルでサイズが異なる場合のマーキング仕様書の提出は1種類とする。

ただし、減税計算に使用する用尺は、各サイズの用尺を加重平均した用尺とする。なお、加重平均用尺を算出するため、各サイズの用尺及び契約数量をマーキング仕様書の余白に記載する。

(5) 用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合

イ 裁断報告書の提出

裁断報告書は、本邦から輸出した表生地（副資材を除く）を加工仕様書等に従って裁断した結果報告書である。

表生地を用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合は、裁断報告書の提出により裁断報告書の実績をもとに用尺を確認することとし、疎明できれば実裁断数量に基づき減税計算をする。

ロ 裁断報告書の具体的な記載事項

現地の加工業者が作成したもの（メール等を含む）とし、記載事項は以下のとおりとする。

- ・ 加工業者の代表者若しくは責任者等の氏名
- ・ 契約番号、スタイル番号
- ・ 主要輸出原材料の搬入数量及び裁断数量
- ・ 製品の製造数量（必要に応じ記載）
- ・ 残余生地等の有無及び処分方法（必要に応じ記載）

11. 生地見本等

上記Ⅱ 5. のとおり、輸入申告時の同一性の確認は、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により、基本通達 8-5(7)の規定に基づいて行うこととなるが、輸出時に生地見本等を提出している場合には、確認申告書を補完するものとして、併せて税関審査に使用する。

なお、輸出時に生地見本等を提出せず、生地規格書等により税関の確認を受けた場合は、輸入時には生地見本等の提出は要しない。

12. 分割輸入される場合の提出資料の取扱いについて

同一製品が分割輸入される場合における上記9.～11.に掲げられた加工仕様書等の資料の取扱いについて、初回に用尺（加工内容）等を確認したものについては、以後の各輸入申告時に当該資料の提出を求めることのないように留意する。

13. 暫定法第8条の制度の適用を受けることなく輸入通関した場合

加工又は組立の契約に基づき、税関の確認を受けて輸出した貨物が、製品の輸入通関を急ぐ等の理由により、本制度の適用を受けることなく輸入通関した場合は、附属書の裏落しは不要とし、暫8適用に係る関係書類の提出及び添付は必要ない。

なお、輸入の際に、暫定法第8条の適用を受けることなく輸入通関したことを理由とした許可の取消し及び更正請求はできない。

（1）次回輸入分について本制度の適用を受ける場合

次回輸入分について暫8の適用を受ける場合には、次回輸入申告時に、附属書（裏面）「3. 輸出原材料の使用実績」に必要事項、「備考」欄に「暫8適用せず」をそれぞれ記載させ、裏落しの確認のため、暫8適用を受けなかった分の輸入申告書類を提出させる。

例：1回目 暫8制度適用せず、2回目 暫8制度を適用する場合には、2回目の輸入申告時に1回目の輸入書類も併せて提出する。

この場合、輸入者が希望すれば1回目の輸入申告後2回目の申告までの間に、附属書の裏落しを行うために1回目の輸入申告官署に附属書等を提出し、裏落しの確認を受けても差し支えない。

（2）特惠関税を適用する場合

本制度と特惠関税制度を併用することはできない。

よって、特惠関税の適用を受ける物品については、本制度の適用を受けることはできない。ただし、一申告で複数欄申告の場合、特惠税率を適用していない欄については、本制度の適用は可能である。

（なお、本制度とEPA税率（有税）を同時に適用することは可能である。）

※EPA税率とは、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率をいう。

14. 事後審査扱い

（1）事後審査扱いとする輸入申告

イ 輸出が未完了の場合

輸出原材料が分割して輸出されている場合、その輸出のすべてが完了する前に輸入が始まる場合の輸入申告は、課税価格等が未決定のため事後審査扱いにより処理する。ただし、申告者が希望する場合は、B P扱いとする。

ロ 同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合

同時期に複数の官署で輸入申告を行う場合は、交付用の附属書の写しによる輸入申告を認め、当該製品を必要に応じて検査・保管したうえで、事後審査扱いにより処理する。

なお、同時期とは、必ずしも同日付の輸入申告に限るものではない。

(2) 事後審査扱いの処理要領

イ 輸入申告書

輸入申告書の「税関記入欄」及び附属書（裏面）の「3. 輸出原材料の使用実績」欄に必要事項、「備考欄」に「事後審査扱い」をそれぞれ記載する。

ロ 審査終了時

事後審査扱いをする輸入申告書の審査終了の入力時、NACCS申告の場合は事後審査扱いの旨のコードを入力し、マニュアル申告の場合は事後審査扱いの旨を記入する。

ハ 事後審査の完了

(イ) 輸出が未完了の場合

輸出が完了した結果、実輸出数量及び課税価格相当価格に変更が生じた場合は、訂正又は差し替えた附属書等を、事後審査扱いとなっている通関官署に速やかに提出させ、必要がある場合には、修（更）正させる（この場合の附属書の訂正等は「Ⅲ. 輸入通関手続関係6.

(4)」を参照）。

なお、減税計算上特段の支障がない場合には、原則として最終の輸入申告において減税額、製品の課税価格に調整を行うことで、事後審査扱いの輸入申告の修（更）正は不要として差し支えない（最終の輸入申告における減税額、製品の課税価格の調整の具体的方法については、IV. 具体的な記載方法及び減税計算4. C（3）（最終の輸入で調整を行う方法）を参照）。また、最終の輸入申告よりも前の輸入申告の段階で事後審査扱いとなっている輸入申告に係る減税額、製品の課税価格の調整を行うことを希望する場合には、これを認めて差し支えない。

(ロ) 同時期に複数の官署で輸入申告を行うため写しを用いた場合

交付用原本を入手次第、事後審査扱いとなっている通関官署に交付用の確認申告書等を提出させ、内容を確認のうえ附属書の裏落しを行う。

(3) 事後審査扱いにおける留意点

輸出完了後、減税額及び納付すべき関税額に変更があった場合において、税関が輸出完了後に減税額の変更の有無について、輸入者等へ確認を行った後に修正申告書が提出された場合は、更正があるべきことを予知してされた修正申告として過少申告加算税を賦課する（ただし、輸出原材料、輸入製品の種類、数量等を総合的に勘案し、輸出が完了してから修正申告書を提出するための合理的な期間（原則として最終の輸出の許可日から1ヶ月）内に行われた修正申告については、過少申告加算税は賦課しない。）。

15. 予備審査扱い

暫8適用貨物であっても、他の貨物と同様に予備審査制度を利用することは可能であるが、予備申告に際しては、確認申告書、附属書等の提出を要するので留意する。

16. 製品の課税価格（加算要素）

(1) 課税価格を構成する費用が別途ある場合

減税の対象となる輸出原材料については附属書に記載されており、製品が輸入される際、課税価格の計算は可能である。しかし、附属書に記載されていない無償提供物品等がある場合には、これ

らの費用を含めて課税価格を計算する。例えば、次のような場合がこれに該当する。

なお、これらの費用がある場合には、便宜、評価申告書を提出させる。

イ 当該製品を製造するために、無償で提供された原材料がある場合。

これらの原材料は、日本から提供したもののみならず、現地調達又は第三国で調達したもの、ハンドキャリー（携帯品）及びEMS等で提供したもの等無償で提供された原材料すべてを含む。

ロ その他仲介料、ロイヤルティ、製造機械等。

(2) 評価上の製品の課税価格の計算方法

関税定率法第4条（課税価格の決定の原則）に掲げる加算要素が生じた場合は、その額を現実支払価格に加算する。

イ 一括輸入の場合

一括輸入される場合の加算額は、当該製品を製造するために無償で提供された原材料等の総価格（到着港までの運賃・保険料を含む。）とする。

ロ 分割輸入の場合

製品が分割して輸入される場合の無償で提供された原材料等（減税対象外のものを含む。）の1着当たりの加算額は、複数スタイルの場合においても、同一の税番が適用される製品の範囲内であれば、当該原材料等の合計額を当該製品に係る輸入契約の合計数量で除して算出する。この場合、最終的な輸入数量が契約数量を下回った場合、残余の原材料の価格（運賃・保険料を含む。）を最終の輸入申告時に加算する（残余の原材料が減却されている場合や副産物（別契約への転用を含む）となっている場合を除く）。

(3) 課税価格の計算例（無償提供費用）

イ 輸入数量（90PCS）＜契約数量（100PCS）

契約数量 100PCS（原材料 105PCS分）

原材料価格（無償提供した総額） 1,050,000円

輸入数量 1回目 30PCS

2回目 40PCS

3回目 20PCS

計 90PCS

(イ) 1回目の輸入

$$1,050,000円 \times 30 / 100 = 315,000円 \dots \textcircled{1}$$

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000円 \times 40 / 100 = 420,000円 \dots \textcircled{2}$$

(ハ) 3回目の輸入

（輸出した原材料をすべて使用して輸入製品が製造された場合）

輸入数量が契約数量を下回った場合には、残額の全額を加算する。

$$1,050,000円 - (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 315,000円$$

(余った原材料を減却した場合)

輸入数量が契約数量を下回った場合には、製品に使用した分を加算する。

$$1,050,000円 \times 20 / 100 = 210,000円$$

ロ 輸入数量 (100PCS) = 契約数量 (100PCS)

契約数量 100PCS (原材料 105PCS)

原材料価格 (無償提供した総額) 1,050,000円

輸入数量 1回目 30PCS

2回目 40PCS

3回目 30PCS

計 100PCS

(イ) 1回目の輸入

$$1,050,000円 \times 30 / 100 = 315,000円 \dots \textcircled{1}$$

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000円 \times 40 / 100 = 420,000円 \dots \textcircled{2}$$

(ハ) 3回目の輸入

(輸出した原材料をすべて使用して輸入製品が製造された場合)

残額の全額を加算する。

$$1,050,000円 - (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 315,000円 \dots \textcircled{3}$$

ハ 輸入数量 (110PCS) > 契約数量 (100PCS)

契約数量 100PCS (原材料 105PCS)

原材料価格 (無償提供した総額) 1,050,000円

輸入数量 1回目 50PCS

2回目 45PCS

3回目 15PCS

計 110PCS

(イ) 1回目の輸入

$$1,050,000円 \times 50 / 100 = 525,000円 \dots \textcircled{1}$$

(ロ) 2回目の輸入

$$1,050,000円 \times 45 / 100 = 472,500円 \dots \textcircled{2}$$

(ハ) 3回目の輸入

(輸出した原材料ですべての製品を製造した場合)

原材料を105PCS分提供しており、実輸出数量105PCS分が提供された原材料を使用して製造された製品である。

よって、

$$1,050,000円 - (\textcircled{1} + \textcircled{2}) = 52,500円 \dots \textcircled{3}$$

(契約数量より多く製造した5PCSの原材料を現地調達した場合)

輸出原材料を使用して製造した105PCS分は、減税対象の製品であり、輸出した原材料を使用して製造された製品である。また、現地調達して製造した5PCSは、減税対象外となるため別欄で申告する。

よって、

$$1,050,000\text{円} - (\text{①} + \text{②}) = 52,500\text{円}$$

(105PCS、減税分)・・・③

現地調達費用 (5PCS、課税分)

17. 特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い

- ・ 輸入（引取）申告書に暫定法第8条の適用を受ける旨を付記する。（令第23条第4項）
- ・ 特例（納税）申告の際、その特例申告書に本制度の規定により輸出された貨物の輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書、加工又は組立てを証する書類及び減免税明細書等を添付して、税関長に提出する。（令第23条第1項）
- ・ 特例申告の際に提出される附属書（裏面）の「申告年月日」の日付は、引取申告の許可日を記載する。

18. AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入手続の特例（基本通達8-12）

（1）概要

AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入手続の簡素化については、次のとおり取り扱って差し支えない。

イ 輸出許可書及び契約書等（返付用）について、その写しを提出する。

ロ 附属書は、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用実績を適切に管理することで、その提出を省略する。

ハ 確認申告書（交付用）及び生地見本等は、それらを適切に保管することでその提示を省略する。

ニ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類等、及びマーキング仕様書や写真といった用尺や裁断数量等が明らかとなる書類は、それらを適切に保管することでその提出を省略する。

ホ 個別評価申告書について、輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等を適切に記載した一覧表のみを添付して提出する（請求書、運賃明細書等の証憑の提出を省略して差し支えない。）。

（2）利用方法

上記（1）イからホの省略手続は、一部の手続だけを省略することも可能である。また、輸入申告に際しては、システム申告の場合は輸入申告控「記事」欄に、全ての省略手続を利用する場合には「AEO ZEN」、一部のみを省略する場合には「AEO KI JIMIHON」、「AEO HUZOKUSYO」等と記入することで簡素化措置利用の意思表示をすることができる。